

〔資料〕

## シンガポール(海峡植民地)法史序説(3)

村 井 衡 平

### 第 3 章

#### 統治制度

海峡植民地は、国王の植民地の1つを形成している。すなわち、そこでは、政治を運用する公務員に対して国王が完全な支配を維持している植民地であり、かつ、立法権は政治を行う公務員に（海峡植民地でのものとして）委託されるか、または立法評議会 (Legislative Council) によって行使されるが、立法評議会は（海峡植民地でのものとして）全部または一部が国王によって任命され、他の部分は選出される。

#### 国 王

国王の特権は、帝国または植民地の立法によって明白に制限される場合を除いて、あらゆる点でイギリスにおけると同じく完全に、植民地に及ぶ。それは明示の立法部による法令によらない限り、影響をうけることはない。1924年の訓令第16条により、国王の特権に影響を及ぼすすべての法令は、国王の同意を得るために留保されなければならない。

R v. Hampden (1687) 事件において、クローレー判事は、国王の主要な特権を次のように要約した。

- (A) 国民に法律を与えること
- (B) 講和し、開戦すること

- (C) 最高の文官を貴族に列すること
- (D) 最後の上訴は国王に向けさせること
- (E) 犯罪を恩赦すること
- (F) 貨幣を鑄造すること
- (G) 忠誠・忠義そして尊敬をうけること
- (H) 税金を課すこと

植民地でこれらの特権を行使することについて、ここで考えてみよう。

国王は、特権により、彼の国民に法律を与える権限をもっている。植民地は、そこで国王が評議会における命令によって立法する権限を自身に留保しているものの1つである。国王は、しかしながら、イギリス憲法の基本原則に違反したり、一般的な取引法や議会の権威から人々を排除したり、または個人に独占的な特権を与えるような法律を作ることはなからう。

植民地が立法制度をうけ入れたのち、国王はその植民地に対し、連合王国に対するのと同様の関係に立つ。

戦争は、国王による形式的な宣戦または現実的な敵対行為の開始によってはじまる。平和は、通常、宣言によって国民に通知される平和条約で発効する。1919年の法律 (ordinance) 第8号では、世界大戦終結の日付は、国王が評議会における命令によって定めるべきものと規定している。この日付は1921年8月31日の夜の12時であるが、トルコに対しては例外として1924年9月6日とされる。

戦時中、国王は、きわめて広い権限をもつ。これらの権限のいくつかは、1896年10月26日の評議会における命令のもとで総督に委託されたが、この評議会における命令は、1921年12月9日から効力を失い、現在では1926年の法律第22号の非常時規定 (the Emergency-Regulations) によって代わられている。

船舶を徴発する権限については、Eastern Shipping Co. Ltd. v. the Attorney General (1991) 事件で大いに議論されたことがわからう。

戒厳令を布告する権限は、国王の特権であるのか、またはコモン・ロー

の1部なのか、疑わしい。しかし、現実の戦争状態または戦争に等しい暴動、騒乱または反乱が存在するとき、国王およびその公務員は、事情のもとで、秩序を回復するために必要な多くの力を行使するであろう。そして、この力の行使は、ときとして、戒厳令 (martial law) とよばれる。ひとたび戒厳令が行われるとき、民事裁判所は軍隊の行動を問題とする権限をもたないが、無秩序が終了すれば、軍隊の権限は消滅し、民事裁判所の権限が事実上回復されることになる。ブラックバーン判事の意見によれば、戒厳令は必要な場合に厳格に制限されなければならない。

国王は、すべての管轄権の源泉であり、裁判所を創設する権限をもつが、この権限は 1807 年、1826 年および 1855 年の特許状 (Charter) が授与されたときに行使された。しかし、1911 年の開封特許状の第 8 条によれば、裁判所を創設する権限は、この日付で、立法評議会に委託された。

国王の上訴管轄権は、それに由来し、それと分離できない。そして、植民地の裁判所の判決は終局的なものである旨を定める制定法または法律は、それ自体、上訴について特別な許可を与える国王の権利を阻止するに充分ではない。特別な許可を与える特権は、帝国の制定法によってのみ取り去ることができる。その趣旨を枢密院はきわめて重要な *Nadan v. The King* (1926) 事件で貴族たちが次のように判断した。

国王の自治領にある裁判所からの上訴という方法で国王の特権の行使を求める慣例は、長い間、大英帝国を通じて行われてきた。その由来において、かかる申立は、法律の不当な執行に対して自らを保護するため、正義の源泉としての主権者への請願的な上訴以上のものではない。しかし、たとえそうだとしても、この慣例は長い間に国王のすべての国民に属する特権へと成熟していった。

もし、特権が排除されるべきであれば、これは帝国の制定法によって遂行されなければならない。そして、事実、オーストラリアおよび南アフリカに関して必要と考えられた修正は、この方法によって行われた。オーストラリア共和国の 1900 年法第 74 条および南アフリカ連邦

の1909年法第106条参照。

In the matter of the petition of the Kim Seng Land Co. (1921) 事件において、控訴裁判所によれば、評議会における国王に上訴する権利は、1855年の特許状によって与えられ、民事手続法典 (the Civil Procedure Code) の第58章で、広範囲な言葉づかいにもかかわらず、第1154条によって規正された。

植民地における慈悲の特権は、1911年の開封特許状の第16条により、総督に委託された。

国王は、コモン・ローにおいて、貨幣を鑄造する独占権を享有している。植民地において、貨幣を発行することは1895年ないし1920年の海峡植民地(貨幣)令 [the Straits Settlements (Coinage) Orders] のもとで規正されている。

これらの命令の結果、海峡植民地ドルが標準的な貨幣であり、同額の法貨であるが、1907年3月4日以前に鑄造された海峡植民地ドルは法貨ではなく、日本の円、メキシコ、イギリスまたは香港のドルも同様である。海峡植民地の50セント貨幣は、同額の法貨であり、そしイギリスの1ポンド金貨は、7ポンドが海峡植民地の60ドルに相当する。

紙幣の発行は、法律第147号(通貨)によって規正され、これは通貨保証基金 (Currency Guarantee Fund) の設立および維持について定めている。

1924年の訓令の第41条により、植民地の通貨に影響を及ぼす法律は、国王の同意を得るために留保されなければならない。

出生による忠誠 (Natural allegiance) は、国王の生来の国民すべてによって履行されるべきものであり、ここに生来の国民とは、外国人である両親から生まれた子を含め、植民地において生まれたすべての人々をいう。ただし、後者が親善関係になれば、この限りでない。

地域的な忠誠は、植民地に居住するすべての外国人に要求される。各植民地の法および立法政府は、その領内のすべての人々およびすべての財産

に等しく影響を及ぼし、かつ、そこで生じるすべての問題について、判断基準である。そこで売買し、生活し、訴訟する人は誰でも、土地の法に従い、イギリス人もそこでは土着の人々とちがった特権をもつことはない。

法律第 11 号（帰化）は、外国人の帰化について定めている。法律第 160 号（外国人の登録）は、植民地における彼等の登録について定める。そして、法律第 168 号（外国人に対する制限）により、ある制限が彼等に課せられる。

イギリス法は、誰れが外国人であり、誰れが外国人でないかを決定するためにのみ調べられる。しかし、イギリス法に従って外国人の身分をもつ事実が立証されるとき、外国人としての民事的な地位は、植民地の法によって決定されなければならない。

国王は、事実上、通常の高水準と低水準の間の植民地のすべての沿岸部分について、権利をもっている。海辺に隣接する土地の所有者または賃借人は、海に近づく私的な権利をもち、彼が近づくのを阻止するため、彼の土地の前に土手を築いて彼が近づくのに干渉する人は、たとえ国王といえども、それによる損害を彼に賠償しなければならない。Wemyss v. The Attorney-General (1885) 事件。

法律第 69 号（なぎさ）は、1901 年 1 月 25 日以前に行われたなぎさのすべての賃貸借または譲与を有効なものとし、かつ、評議会における総督によって宣言されたかかる賃貸借が公の権利に実質的な侵害を及ぼすことがないようにする権限を総督に与えている。同法はさらに、港・河川または海峡の岸壁、堤防の護岸を建設すること、およびかかる護岸から 50 フィート以内に永久的な建物を作ることを規正し、さらに干拓などについて規定を設けている。

同法の第 13 条は、植民地の行政がインドから分離された以降の賃貸借および譲与にのみ適用される。The Attorney-General v. Jaffar bin Hadjee Mohamed & another. (1908) 事件。

すべての人々は、なぎさを越えて合理的な航海をする権利をもっている。

大衆は、航海・漁業のため、または合法的に提供された通行権に関するものは別として、なぎさに沿って通り、またはそれを横切る権利をもたない。そこでさまよったり、休養する権利はないし、またボートにのったり、それから離れる目的でなぎさを横切る権利もない。ただし、かかる場所がその目的のために有用または必要なものとして適切であるときは、この限りではない。さらに、危機に直面し、または必要な場合を除き、なぎさのどの部分でも、そこで荷物を積んだり、降ろしたり、上陸したり、乗船したりする一般的な権利は存在しない。大衆にとって、なぎさを水浴のために使用するコモン・ロー上の権利はなく、また大衆は、その目的で当然の権利としてなぎさを横切ることはできないが、イギリスではそうする慣習上の権利が取得されよう。地役権 (easement) が取得時効または超記憶的な慣習によって取得できない植民地において、これは不可能である。大衆は、なぎさから海草・貝がら・砂利・石または砂をとる権利はもとより、なぎさで鳥を射ち、かつ、捕える権利ももたない。

難波船は、王室の特権であり、また国王の特権の1つでもある。

税金は、立法評議会によって課せられる。

国王は、植民地におけるすべての土地の究極的な復帰権者 (reversioner) である。

国王の譲渡証書を発行することは、法律第34号(国王所有地)によって規正されるが、国王所有地に影響を及ぼす法律については、第2巻で解説されよう。

フォード判事は、次のようにのべている。知れた近親者が誰れもなしに遺言者が死亡した場合、彼の遺言により、彼の財産が信託にもとづいて受託者 (trustee) に遺贈されたとき、信託は効力を発生することができないか、または無効であり、財産は処分されることなく、受託者が存在するにもかかわらず、国王に復帰した。Oh Wee Kee v. Boon Bong Neoh & others. (1882) 事件。

放棄された船舶で金銭が発見され、請求者が誰れもないとき、それは

国王の所有であると判断された。The Assoline. (1800) 事件。

1876年に、1876年の法律第15号（国王訴訟）が制定された。3通の特許状がそれぞれ、東インド会社を原告・被告とする手続について規定した。1870年に、1870年の法律第19号（国王債務）が制定されたが、それは短い法律であり、国王に責のある債務についてのみ適用されたにすぎない。国王を原告・被告とする手続に関するすべての問題を適切な基礎の上に整理することが必要となり、いくらか小範囲でビクトリア女王、23年-24年の法律第34章の権利請願法 (the Petitions of Right Act) が制定されたが、しかし現実には、時期に適合したきわめて独創的な仕事は充分なものであったので、それは現在でも実際に当初の形で植民地の法典の中に存在している。現行法は、法律第22号（国王訴訟）に含まれている。

この法律は、これまでイギリスでもつことができない権利、すなわち不法行為を理由に国王を訴える権利を住民に与えている。第20条は、なかでも植民地において生じた損害賠償額 (damages) または補償金 (compensation) を国王に対して請求する管轄権を裁判所に与えている。The Attorney-General v. Wemyss. (1888) 事件において、枢密院は次のように判断した。すなわち、これらは不法行為より生じる請求権を明示するための適切な用語であり、それゆえに裁判所は、不法行為を理由に国王に対する請求権を維持する管轄権をもっていた。

The Attorney-General v. Pang Ah Yew. (1925) 事件において、枢密院は、国王はその使用人の1人が犯した不法行為を理由に訴えることができるかと判断した。貴族たちは、シヨウ首席判事による次のような法の宣言を是認した。

ここで国王の代理をしている地方政府は、彼の雇傭の範囲内で行動する政府の公務員による個人的な損害の賠償について、一般の個人であれば彼の使用人または代理人の違法行為による補償金を支払うべきであるような責任を負うことはない。イギリスの先例を考慮するに当たっては、それゆえに、この植民地において起訴することができる不法行為につい

て国王が責任を負うということは、制定法にもとづくものであり、多くの点で、イギリスの事件が全く適用できない理由を現わしていることに留意しなければならない。

植民地の住民の権利に影響を及ぼす最も重要な事件の1つ（多分、すべての中で最も重要な）がバレット・レンナード判事によって審理されたが、これは *The Eastern Shipping Co. Ltd. v. The Attorney-General*. (1921) 事件である。判決の中で同判事は、第21条(2)に現われる用語は命令的なものであり、それゆえに、もし請求が誠実に行われ、友好的に解決できなければ、原告は彼の命令について絶対的な権利をもつと述べた。この事件において、総督が権利請願 (petition of right) を公認することを拒否したのち、原告は、訴えている違法行為による補償金の支払いをうける権利を彼等がもっている旨の宣言を法務長官に求め、バレット・レンナード判事は、訴は認められ、宣言が必要であると判断した。

*The Attorney-General v. Chew Sin Yong & another*. (1890) 事件は、法律の第4条(7)にいう“抗弁の実質的な根拠 (substantial ground of defence) および“理非曲直によって” (on the merits)” という用語の意味に関する判決である。

被告が彼の契約に違反したことを理由として国王の蒙った損失を請求することは、たとえかかる損失が算定され、国王の公務員によって特別な金額と認定されたとしても、第4条の意味での“確められた” (ascertained) 金額ではなく、第5条にいう“損害賠償額または評価” (damages or account) を請求するものである。*The Attorney-General v. Chew Sin Yong & another*. (1890) 年事件。

*Jin Yeo Tong v. The Attorney-General*. (1905) 事件は、国王に対して反訴を提起することはできないと決定した。かかる請求は、国王訴訟法のもとでの個別的な手続の問題とされなければならない。

法律の第59条は、慈善訴訟 (charity suit) を扱っているが、これについては下記の判決に注目すべきであろう。



Kader Mydin & others v. Hadjee Abdul Kader. (1880) 事件において、ウッド判事によれば、その権利を強行し、または保護することができる慈善事業の受託者がいたとしても、法務長官は慈善事業に関する訴訟の必要当事者であった。

Hadjee Abdullah & others v. Khoo Tean Tek & another. (1881) 事件において、ウッド判事は次のように判断した。すなわち、裁判所は、慈善事業に関する訴訟において、法務長官を原告とし、訴状をかかると新しい事態に適合させ、すべての手続を訂正する許可を、一方的な申立にもとづいて与えるであろうという。

Yeoh Him & others v. Yeoh Cheng Kang & others. (1889) 事件において、植民地にある“Seh”または民族の Kongsis は公の慈善事業であり、法務長官のみがそれらに関する訴訟において訴えを提起することができる。

法律第 92 条（イスラム教およびヒンズー教の基本財産）は、そこに定められた基本財産を管理・運営および監督するための会議を創設し、さらに特別な基本財産が適切な会議によって管理されるよう、評議会における総督によって命令される旨を定めている。

原告は、権利請願によって国王に対して開示 (discovery) を得ることはできない。Koo Sian Tean v. The Attorney-General. (1908) 事件。この事件はさらに、植民地における法務長官の地位はイギリスの法務長官のそれと同様であると判断した。

以下の一般的な判決もまた注目すべきである。

外国船に対する海事裁判所での手続に国王が明白な利害関係をもつ場合は別として、裁判所は、外国船を釈放することが望ましいとしても、かかる船が釈放のために適用される公認された地位 (locus standis) をもっていることを承認することはできない。かかる船舶が属している主権者の権限との紛糾をさけたいと国王が望んでいるという単なる事実が、それに明白な利害関係を与えることはない。The Washi. (1882) 事件。

国王は、治安判事の判決に対する控訴の当事者ではないけれども、それ

にもかかわらず、審問をうける権利をもっている。Regina v. Wee Sim Tian & others. (1887) 事件。

## 帝 国 議 会

イギリス議会は、全帝国のために立法することができるが、法律の中に適切な用語が挿入される場合は別として、連合王国 (United Kingdom) を除いて立法することは考えられない。

## 総 督

総督は、国王を代理する。彼は国王が気の向いている間に親署および玉璽のもとに任命される。彼の事務所が設けられ、彼の権限は開封特許状によって制限される。彼は委員会によって任命される。そして、彼の義務が遂行されるべき方法は、さらに委員会の訓令の中でのべられている。彼はまた、国王の代弁者としての國務長官から指図をうける。

総督は、国王が気の向いている間に任命されるけれども、彼の事務所の不動産所有条件 (tenure) は、通常、彼が管理を引き受けてから6年間に制限される。この期間は延長されることができる。エドワード一世、7年の法律第5章—王位継承法 (the Demise of the Crown Act) によれば、国王の承継によって総督が再任されることは必要でない。彼の給料、休暇および手当は、植民地職務規則 (the Colonial office Regulations) によって定められる。法律第66号 (総督) は、政府を管理し、政府の建物を供給する公務員の給与を定める。

総督は、国王を代理するけれども、彼の地位は大守 (viceroy) のそれと非常に異なっている。1835年の Cameron v. Kyte 事件において、植民地の総督は彼が任命されることにより、彼に主権者としての権威が委任されるわけではなく、さらに彼の任命書 (commission) もしくは明示または黙示の訓令による許可なしに、彼の個人的な権威にもとづいて彼のした行為は、国王自身によってなされた行為に等しいものではなく、したがって効

力がない。さらにその事件から、国王による異議のないことが総督の権威を暗示するものではなく、また国王による干渉のないことが権利を取得する原因として有効にはたらくものでもないことがわかる。

1879年の *Musgrave v. Pulido* 事件において、総督の権威は彼の任命書に由来し、そこで明示または黙示に彼に委託された権限に制限された。それゆえに、総督は最高裁判所において、通常の手続の形式で訴えられることができる。そして、私的または公的な立場で彼によって引き起こされた責任から、どのような訴訟原因が生じた場合でも、彼は一応の免責 (immunity) をうけることができない。彼は国王を代理するけれども、彼に委託され、かつ、制限された主権の範囲で、主権者として法的に無責任とされることはない。

総督は、国王の許可なしに植民地を留守にすることは決してなからう。植民地において彼が勤務する間、総督は個人的な友人による通常の贈物以外に贈物を受けることは許されない。ただし、彼が植民地における勤務から最終的に離れる場合に国務長官の特別の許可を得たときは、この限りでない。彼は、しかしながら、彼自身が植民地でのすべてにとって必要的当事者であるが、たとえば免責法 (act of indemnity) という法律のもとで合法的に利益をうけることができる。しかし、訓令第 41 条により、総督が土地、金銭、他の寄付または贈物を受け取ることができる旨を定めるいかなる法律も、国王が気の向いたことを表示するまで、実施されていない。

総督は、議会を召集・停会し、立法を発議し、かつ、草案に賛成・反対または国王の気が向くまで留保する。開封特許状により、彼は公印のもとで、土地を譲与・処分し、判事・委員・治安判事および他の必要な公務員を任命し、かかる公務員を解雇・休職にし、かつ、罰金を免除し、恩赦を与える権限を付与されている。これらの行使のうち、最後の権限は訓令第 49 条に規定される。公の職務のために消費される金銭は、彼の令状によって支出される。

法律第 177 号（総督の権限の委任）は、総督に与えられた権限を、ある法律のもとでそこに指名された多くの公務員に委任することを定めている。

総督は、植民地において彼によって犯された私的な性格の行為について責任を負わされ、かつ、最高裁判所またはイギリスのどちらかで、それらについて訴えられることができる。しかし、明らかに、国王の権威のもとで彼の職務の範囲内でなした行為について、いかなる裁判所でも責任を問われることはできない。

最初に決定しなければならない問題は、彼が総督という地位とは別に、なにか責任が発生するかどうかという一般的な問題であり、次に、責任のあることが示されたとして、訴えられている行為は総督としてなされたものかどうかということであり、そしてさらに、総督としてなされたならば、それらが国の行為、すなわち総督に割り当てられた権限に含まれる行為かどうかということである。もし、そうであれば、総督は保護される。だが、なされた行為が与えられた権限外のものであるとしても、総督がそれらを総督として行う態度をとったという事実は、それらの法律上の結果についての責任を免れさせない。

国王の国民の誰れかを虐待したとか、また彼の命令でなにか他の犯罪を犯したと訴えられる総督は、イギリスで管轄権をもつどこかの裁判所の面前で審理されることができる。

総督は、審理のために、総督としての彼の資格において、國務長官の命令のもとに取得し、保持している公文書 (official documents) を提出するよう強制されることはできないし、また彼を被告とする訴訟においても、彼自身と彼に従属している文官・武官との間の職務上の通信についても同様である。

### 執行評議会

総督は、彼の義務を履行するについて、執行評議会 (Executive Council) の援助をうける。その構成は、業務を規定する訓令によって定められる。

法律第 178 号（執行評議会の権限の委任）は、ある法律のもとでそこに指名された多数の公務員に、執行評議会に与えられた権限を委任することを定めている。

植民地の初期の歴史は、執行部 (Executive) と司法部 (Judiciary) の間の不幸な争いによって傷つけられた。そして、ごく最近でも、この種の例が生じている。これは幸せにも、植民地においてではなく、ジョホール州でのことである。

これに関連して、1915 年の *The Eastern Trust Company v. Mc Kenzie Mann & Co. Ltd* 事件における枢密院の意見もまた注目される。

法を守り、法に従うのが国王および執行部のすべての部署の義務である。もし、それを確認するについてなにか困難があれば、裁判所には国王に訴える道が開かれており、そして疑のある場合に、法を無視するのではなく、法に従うため、それを確認するのが執行部の義務である。

貴族たちは *Deare v. Attorney-General*. (1855) 事件におけるエービンジャー卿の以下のような陳述を採用した。

裁判所の判決を必要とするなにか現実の困難な論点が生じた場合に、裁判所の面前に基礎事実 (matters) をもち込むための手続の邪魔をしないのが国王の公務員にとっての慣例であり、私はそれが決して中断されないことを望んでいる。

執行部の評議員は、国王によってのみ解雇されることができ、しかし緊急の場合に、彼は総督によって停職させられ、総督はしかしながら、彼の決定の理由を国務長官に直ちに報告しなければならない。

執行評議会は、首席判事と共に、総督が彼の事務所の義務を開始するとき、また総督が不在の間、植民地を統治する公務員について、職務上の宣誓をさせる。そして、評議会の会員自身は、彼等が任命されるとき、それぞれ職務上の宣誓をする。

ジョージ 3 世、22 年の法律第 75 章 - 植民地不在許可法 (*the Colonial Leave of Absence Act. 1782*) の第 2 条により、総督および執行評議会は、

開封特許状によって与えられ、または与えられ得る職務にある人々を、合理的な理由のない不在、義務の不履行または非行を理由に免職にする権限をもっている。Willis v. Gipps 事件において、この権限には裁判所の公務員を含むものと判断された。

EX parte Robertson (1858) 事件において、枢密院は、ニュー・サウス・ウェルスの総督および執行評議会からの上訴を審理することを拒否した。特許権によってではなく、単に総督の気の向く間に限ってのみ事務所を維持している人々の事件において、植民地の総督および評議員が制定法のもとで彼等に委託された権限および権威を行使するに当たってなした行為を彼等が考慮に入れていなかった、というのがその理由である。

法律第 153 号（追放）のもとで、評議会における総督は、最も重要な権限をもっている。第 4 条により、評議会における総督は、彼が必要と考える調査ののち、もし彼が公の安全と福祉のために必要と判断するとき、生来のイギリス国民でない誰れかを植民地から追放することができる。

1888 年の法律第 4 号－旧追放法 (the Old Banishment Ordinance) のもとで、オーマレー首席判事は In re Lu Thien. (1891) 事件において、評議会における総督はそれぞれの事件に必要な唯一の判事であり、たとえ彼が自然の正義に反する行動をしたとしても、それに対する法律上の救済方法は存在しない。

控訴裁判所において、ウッド判事は追放される人が出席する機械をもつべき予審 (inquiry) が必要であり、かかる予審なしになされた命令は合法的でなかったと判断した。ゴールドニー判事はかかる予審は必要でないと判断した。オーマレー首席判事もまた下級裁判所において、予審は法律上必要でなかったが、予審が行われるべきかどうかは、評議会における総督の自由裁量にもとづく判断した。

この判決は、現行法に適用されることができる。

第 4 条によれば、追放は評議会における総督にとって適切と判断される期間および一般的にそのような方法によるものと定めている。

1888年の法律第4号－旧追放法の第3条は、類似の用語を含んでおり、そのもとで控訴裁判所は期間を定めない命令が有効であり、かつ、永久の追放と解釈されるものと判断した。Regina v. Ng Lin Chee. (1891) 事件。

現行法の第6条により、評議会における総督はまたそこに定められた条件のもとで、外国人を追放する権限をもっている。

彼が生来のイギリス人であることを立証する責任は、すべての場合に、自分がそうであると主張する人にある。

法律第191号（被追放者の帰国）－1992年の法律第37号〔被追放者（帰国の禁止）〕に代わる－は、1896年10月26日の評議会の命令もとで去ることを命じられた人々が植民地に帰来することを禁止する。The King v. Cheow Teow Pee. (1928) 事件において、ペナンの控訴裁判所は、この法律はきわめて厳格に解釈されなければならない、それが施行される以前に命令がなされた人および法律が議会を通過した日に植民地に帰来し、合法的に移住していた人に不利に適用されると判断した。

1896年10月26日の評議会における命令は、1921年12月9日の宣言により、植民地における効力を取り消された。

## 立法評議会

ビクトリア女王、29年－30年の法律第115章－海峡植民地政府法 (the Government of the Straits Settlements Act) 第2条により、国王が植民地内の国民および他の人々の平和・秩序および良き政治のために適切と判断される植民地のための法律・制度および条例を制定することは合法的であると宣言された。そして、第3条により、国王のためにかかる権限を植民地内に居住する3名またはそれ以上の人々に委任した。国王は、しかしながら、制定法上の権威とは全く別個に、征服・譲渡または移民のいずれであるかを問うことなく、植民地に議会を創設する権限をもっている。

1911年の開封特許状の第8条により、国王の権限は海峡植民地の立法評議会に委任された。この植民地は、しかしながら、国王が立法評議会によっ

て立法する権限をそれ自身に留保した植民地の1つであり、立法評議会は植民地のために立法する独特な憲法上の方法である。

植民地のための立法は、かくして、この日に帝国議会の法律、評議会における国王の命令および立法評議会の条例によって完了されよう。

立法評議会の構成および権限は、1911年の開封特許状および1924年の訓令により定められている。その手続は、訓令の第33条により評議会の作成した議事規則 (standing orders) に従って作成される。開封特許状の第9条により、国王は法律を否決する権利を留保している。

総督は、公務員および民間人で構成される評議会の議長となる。

評議会の2人の民間人は、シンガポールとペナンのそれぞれの商業会議所 (Chamber of Commerce) によって選出される。その他の人々は、国王の認可または不認可に従い、総督によって任命される。最高裁判所は、評議会の会員を任命するための誘いが公共団体に拡張されるとき、かかる誘いは公共団体にいかなる法律上の権利または特権も与えないと判断した。Huttenbach v. Wright & others. (1893) 事件。

開封特許状によって付与された権限に加え、立法評議会は多数の帝国の法律のもとでの権限をもっている。

- (i) 植民地証拠法 (the Colonial Evidence Act. 1848)。ビクトリア女王、6年-7年の法律第22章第1条のもとで、神またはある宗教的な信条を知らない未開で非文明的な人々の証拠を植民地の裁判所において許可するための法律を制定する権限。
- (ii) 植民地国内郵便局法 (the Colonial Inland Post Office Act. 1840)。ビクトリア女王、12年-13年の法律第66章第1条のもとで、国内郵便局を創設・維持および規制するための法律を制定する権限。
- (iii) 海事犯罪 (植民地) 法 [the Admiralty Offences (Colonial) Act. 1860]。ビクトリア女王、23年-24年の法律第122章第1条のもとで、植民地の領域内で蒙った傷害により領域外で人の死亡を発生させる罪について、植民地の領域内で裁判をするための法律を制定する権限。



- (iv) 植民地法律効力法 (the Colonial Laws Validity Act. 1865)。ビクトリア女王、28年-29年の法律第63章第5条のもとで、裁判所の組織を創設・廃止・再建および変更するための法律を制定する権限。
- (v) 植民地婚姻法 (the Colonial Marriages Act. 1865)。ビクトリア女王、28年-29年の法律第64章第1条のもとで、当事者双方がイギリス法により、互いに婚姻する資格をもつとき、植民地内で締結された婚姻を国王のすべての領土において有効とするための法律を制定する権限。
- (vi) イギリス国籍および外国人身分法 (the British Nationality and Status of Aliens Act. 1914)。ジョージ5世、4年-5年の法律第17章第26条のもとで、植民地内で享有される帰化の特権を与えるための法律を制定するための権限。
- (vii) 陸軍法 (the Army Act. 1881)。ビクトリア女王、44年-45年の法律第58章第169条のもとで、陸軍法による略式有罪決定で取り立てられる罰金を減額するための法律を制定する権限。
- (viii) 植民地海事裁判所法 (the Colonial Courts of Admiralty Act. 1890)。ビクトリア女王、53年-54年の法律第27章第3条のもとで、植民地内で無制限の民事管轄権をもつある裁判所を植民地海事裁判所と宣言し、その管轄権の行使を定め、かつ、ある下級裁判所に部分的または制限的な管轄権を与えるための法律を制定する権限。しかし、法律の第4条により、かかる立法は、國務長官を通じて国王によって承認されていない限り、国王の意向を表示するために留保されるか、または停止条項 (suspending clause) を含んでいる。
- (ix) 商船法 (the Merchant Shipping Act. 1894)。ビクトリア女王、57年-58年の法律第60章第478条のもとで、植民地内のある裁判所に、難船および他の船舶災難またはある事情の場合に船舶の船長・航海士または機関員の側の無能力または不正行為の責任に関して調査する権威を与えるための法律を制定する権限。

以上にみた最後の法律の第 264 条により、1894 年の商船法の第 2 部の規定を、植民地のどこかの港で貿易に従事し、または停泊している登録されたイギリスの船舶に適用するための法律を制定する権限。

法案は、国王の同意を得るために留保される場合を除き、それが立法評議会をとどこおりなく通過したのち、総督が彼の同意の証拠としてそれに署名し、法案が官報に公表されたとき、法律として効力を発生する。ただし、効力を発生するための日が特別に定められるときは、この限りではない。官報に公表されることが重要である。このことは、1911 年の開封特許状の第 10 条からきわめて明白であるが、しかしこれに加えて、この趣旨を示す最高裁判所の判決がある。すなわち、バックナイル首席判事およびスプロール判事によって判決された *Gilmour v. Ny Chin Keng* 事件がそれである。

法案が国王の同意を得るために留保されるとき、1911 年の開封特許状の第 11 条により、法案が効力を生じる前に以下のような行為が要求される。

- (1) 評議会の命令により、または主要な国務大臣の 1 人を通して、法案に国王の承認を与えること。
- (2) 植民地の総督により、法案を公表すること。
- (3) 立法評議会へのメッセージまたは宣言により、国王の承認が法案に与えられた旨を総督が表明すること。

このメッセージまたは宣言は、第 10 条但書のもとで、法案が国王の承認を得るために総督に提出された日から 2 年後には行われなことが要求される。

訓令の第 41 条によれば、そこに限定されたいくつかの種類の法案は、国王の承認を得るために留保されなければならないと定め、また訓令の第 42 条では、すべての私法律案について国王の権利を除外することを定めている。

すでにみたように、立法評議会の権限は、彼等に授与された権限ではあ

るけれども、「権限を授与された者は、その権限を他に委任することができない」(Delegatus non potest delegare) という諺は、それに適用されない。立法評議会は、その権限の範囲内に制限されるが、しかしその範囲内では制限はない。

1878年の *Regina v. Burah* 事件において、インドの立法部は単なる代表者 (delegate) であったと主張された。枢密院によれば、インドの立法部はそれを創設した帝国議会の法律により明白に制限された権限を持っており、そして、もちろん、それらの権限を制限する限界を越えて、何をすることもできないと判断した。しかし、これらの限界内で行為するとき、いかなる意味においても帝国議会の代理人または代表者ではなく、議会それ自身の権限と同じ広さ、同じ性質の十分な立法権をもち、かつ、持つことを意図されていた。

1883年の *Hodge v. the Queen* 事件において、再び植民地の立法部は代理人または代表者の性質を持っており、すべてのその機能を自分自身で行使しなければならず、それらの機能を他の人々または当事者に委任したり、委託することはできないと主張された。枢密院は、*Regina v. Burah* 事件に従い、このような立法部はいかなる意味においても、帝国議会の代表者でもないし、そこから委任された権限のもとで行為するものでもないと判断した。

1885年の *Powell v. the Apollo Candle co.* 事件において、枢密院によれば、前示の2件は、1時期に明らかに流布された“植民地の立法部は帝国議会の代表者である”とする原則に終止符を打った。その権限の範囲内に制限されたのが立法部であるが、しかしその範囲内では制限されず、しかも代理人または代表者として行為するのではないと判断した。

法の一般原則を法定し、一般原則に効力を与えるのに必要な手続の詳細を法定し、明示または黙示に、かかる規則によって新しい犯罪を設けるためにさえ、規則および命令を作成する権限を従属的な機関に委任するのが立法評議会（帝国議会と共同して）の確立された政策と考えられる現在に

において、この法則は特別に重要なものである。

しかし、立法評議会の権限は、厳格に領域内のものであり、そして「土地管轄を逸脱した判決は、これに従わなくとも責任を生じることはない」(extra Aerritorium jus dicenti impunonon pãrentur) という諺は、他国において犯された犯罪に関する法律を制定する企てに適用される。ただし、もちろん、地域外の立法または地域外の強制は、明示的または黙示的に、帝国の法律、評議会の命令、憲章または宣言により、植民地に認められている。しかし、地域外でなにか行為をして、その後地域内にくる人々を逮捕する植民地の立法に対する憲法上の異議は何も見当らない。立法評議会は、しかしながら、彼等自身も彼等の代理人も植民地内に居合わせていない人々をその裁判に従わせる権限をもっており、また植民地内で締結されたか、履行されるべきどの契約の場合でも、被告が欠席のまま手続を進めるか、進めないかを決定することを植民地の裁判所に認めるであろう。

通常、さらに、死刑を課している植民地の法律は、植民地の検認 (pro-bate) が遺言執行者もしくは相続人に権限を与える土地または植民地内の土地にのみ適用されるものと読みとられる。

1865年にきわめて重要な帝国の法律が制定された。植民地法律効力法 (the Colonial Laws Validity Act) ビクトリア女王、28年-29年の法律第63章がこれであり、一般的な植民地の法律の効力に関する帝国の制定法書の中の明示の規定のみを含んでいる。

この法律により、植民地のための評議会における国王の法律または命令であって、植民地に拡大される帝国議会の法律に矛盾するもの、または植民地の権限のもとで制定され、かつ、かかる法律の効力をもつ命令または規則に矛盾するものは、かかる矛盾の範囲内で無効である。

この矛盾は、しかしながら、明示の文言または必要な真意解釈により、植民地に適用される帝国議会のある法律の規定に対するものでなければならぬ。

それゆえ、1826年11月26日以前に可決された帝国議会の法律、およ

び明示的に植民地に拡大して制定されていないが、植民地の法律の一部を形成すると判断される帝国議会の法律を植民地に関して廃止する立法評議会の権限は、影響をうけることはない。さらに、立法評議会は、コモン・ローまたは植民地の人々の人事法の一部として植民地に適用されるといわれながら、植民地に適用されるものとして帝国議会によって明白に立法されなかった制定法に矛盾し、直接または間接に廃止する有効な法律を制定することができよう。

したがって、ある命令の有効性は、つねに植民地の裁判所および立法評議会による審査に従うことになる。しかし、ある特定の命令を発するのが適切か、不適切かは審査の対象にならない。

法律の第4条によれば、いかなる法律も、植民地の平和・秩序および良き政治のために、総督が法律の制定に協力し、またはそれに同意する権限を与える開封特許状または訓令以外の証書により、たとえかかる訓令が開封特許状または最後に指摘した証書に言及していたとしても、国王によって総督に与えられる訓令と調和しないという理由で無効とされることはない。

In *Re Rex v. Marais, ex parte Marais* 事件において、枢密院によれば、法律の明白な意義および目的は、帝国議会自身によって植民地に適用される明示の法律に矛盾するなにかを植民地議会が制定しようとするのに対応して、植民地を支配する目的で帝国の制定法が作られるとき、植民地のために立法する権利を帝国議会のために留保し、たとえそれが地域的な議会に与えられていたとしても、それを不可能にすることにあつた。とにかく、植民地議会の一般的な権限を減少させる方法はこれしかない。

1911年の開封特許状の第8条のもとで、立法評議会は植民地の平和・秩序そして良き政治のために法律を制定する権限をもっている。

本条の効力は、*Re Chop Nam Chiang Long*. (1927) 事件において、ムリソン首席判事によって考慮されている。

枢密院によれば、かくして与えられた立法権限のもとで、植民地の政府は、コモン・ローおよび明示の文言または必要な真意解釈によって植民地

へ適用されることができなかつた帝国議会の制定法を変更する範囲内でさえも、自由に立法することができる。Li Hong Mi v. Attorney-General for Hong Kong. (1920) 事件。

Lee Hong Mi v. the Attorney-General for Hong Kong 事件に従い、ペナンの控訴裁判所は次のように判断した。すなわち、1866年の海峡植民地政府法によって発行された開封特許状で与えられた権限のもとで、立法評議会はコモン・ローおよび明示の文言または必要な真意解釈によって植民地へ適用されることができなかつた帝国議会の制定法を変更する範囲内でさえも自由に立法することができる。また、したがって、1922年の法律第37号[被追放者(帰国の禁止)]—これは現在では法律第191号(被追放者の帰国)に代わっている—は、憲法違反として無効ではないし、立法評議会の権限を超越するものでもない。The King v. Cheow Teow Pee. (1923) 事件。

議会の法律と慣習(Lex et consuetudo parliamenti)は、完全にイギリスの貴族院および庶民院に適用され、しかもイギリスのコモン・ローを植民地に導入することにより、植民地の最高議会に与えられることはない。この点に関して、植民地の議会の間には、その権限が国王によって付与されたものと、議会の法律の権威のもとで創設されたものとで、何も差異はない。

貴族院の享有する侮辱による拘禁(committal for contempt)の権限は、議会の法律と慣習に由来している。

立法評議会は、これらの手続の途中でその会員のだれかの非行により、手続が妨げられ、中断されまたはかき乱されることに対し、自分自身を保護する権限をもっていない。ただし、議会本体の存続およびそれが執行すべく予定されている機能を適切に行行使するために必要な権限については、この限りでない。これらの目的のために、保護的および自己防衛的権限のみが必要であり、刑罰的機能は必要でない。

評議会は、それゆえに、その面前または眼の届かないところでなされた侮辱について判決したり、または処罰する権限をもたない。

## 公 務 員

植民地の公務員は、国王または植民地政府によって任命される。いずれの場合でも、特別な契約のないとき、彼等は希望する間のみ彼等の職務を行う。そして、彼等はすべて、一般に、いかなる原因も示されることなく、いつでも解雇される。植民地職務表 (office List) に関する規則は、一般的な指導のため、国王の植民地の政府に対する国王による単なる指図にすぎない。それらが国王とその雇人との間の契約を構成するものではない。それと反対に、政府の雇人の側の同意なしに、時に応じて、変更されることができ。

政府の職員は、彼等の職務に関して請求することができる給料・年金その他の金額または彼等が解雇されたことによる損害賠償の回復のため、植民地において公訴 (crown suit) または権利請願を提起することができない。彼等の救済方法は、職務上または政治的な性質の訴えによる。彼等には、彼等を雇った職員に対し、黙示の権限保証の違反を理由とする訴えを提起する権利もない。

1927年の *S. K. Pillai v. the State of Kedah* 事件において、スプロールおよびスチーブンス両判事によれば、植民地の公務員を解雇する権限は、国王大権によるものではなく、契約の法則、公の政策により、しかもこの規則はケダに適用された。彼等はさらに、国王との職務契約は、すべての公務員によく知られている—彼等は希望する間のみ職務を行う—という黙示の期間を含むものと解釈されるべきである。

公務員の給料は、他人に譲渡することができない。1928年の年金法 (the Pensions Ordinance) 第22条のもとで彼等に与えられた給与金 (gratuity) も、破産の場合に破産管財人に支払われることはない。Re Mahomed Ariff. (1926) 事件。彼等の年金は、1828年の年金法で定められ、彼等の未亡人および孤児のそれは法律第89条（未亡人および孤児の年金）による。

法律第 22 号（公訴）の第 5 部は、国王の契約の履行について定めている。それによれば、政府の職員により、植民地内で締結された植民地の公務に関するすべての契約は、総督、植民地秘書官、駐在評議員または総督より正当に授権された職員によって署名されるとき、国王の契約と称されることになる。それはさらに、彼等が植民地の裁判所の管轄内にくるとき、国王の代理人によってなされた契約は、政府の職員により、植民地の公務のために締結された国王の契約である。第 20 条によれば、植民地の政府の権威により、国王の利益のために締結された契約またはそのために締結されるべきであったか、もしくは締結されたにちがいない契約より生じる請求は、法律のもとで認められる請求であろう。それゆえ、請求は法務長官に対する公訴によって行われる。

ある人が公務員として契約を締結し、その資格で事務を処理するとき、直接または黙示の権限授与を理由に彼が個人的にその契約にもとづく責任を負わされることはできないし、その契約にもとづいて彼自身が訴えることもできない。

しかしながら、公務員が明確に彼の個人的に債務を誓約するか、または個人的に契約する意思であったことを具体的な事情がはっきりと示すとき、彼は個人的に責任を負わされるであろう。

国王の支配のもとにある特定の種類の人々に分配するため、国王より金銭の委託を受けた公務員は、利害関係のある人々のためにも、また法律上も、訴えられることができない。しかし、Priddy v. Rose 事件において、M. R 譲渡証書が正確であったとして、公務員が個人的に使用するために政府によって交付された金銭を受託されたことが明らかになるとき、彼は訴えられるであろう。Pen v. Baltimore 事件から、公務員はまた、受託者と信託受益者 (cestui que trust) の関係が存在するとき、彼の手許にある金銭について訴えられるであろう。

公務員は、彼の手許にある公金に関して、国王に対し、しかも国王唯一人に対してのみ責任がある。



国王は不正をすることができないし、不正を許すこともできないというのがイギリスの法則であり、それゆえに、国王により、または国王の權威によって行為する国王の雇人によりなされたとされる不法行為を理由とする損害賠償を求める権利請願はできないであろう。国王は不正を許すことはできないから、適切な救済は、不正をしたと主張されている人に対する訴により、その結果、国王の雇人は彼の防禦方法として国王の權威を主張することができない。

しかし、貴族院は、Attorney-General v. Wemyss 事件において、法律第 22 号（公訴）の第 20 条により、不法行為にもとづいて生じた損害賠償の請求は、植民地において国王に対して行うことができると決定した。それゆえ、公務員はある事情のもとで、この植民地において行った彼の不正行為について政府の權威を主張することができるし、また訴は国王に対して適切に行うべきことを主張することができる。この点は、これまでのところ、最高裁判所によって解決されていない。

1912 年の法律第 11 号（国家機関の保護）は、現在では法律第 132 号に代わっており、法定および公共の義務を履行する公務員の保護についての規定を含んでいる。それは多数の法律の中に含まれる公務員の保護に関する規定を廃止し、1893 年の国家機関保護法 (the Public Authorities Protection Act) の線に従ったけれども、イギリスの先例の適用可能性を考慮するに当たって注意すべき差異が存在している。

被告の訴訟には合理的または蓋然的な理由がないことを立証するのみでは不十分であり、現実の犯意も併わせて立証しなければならない。Ko Bo An v. Punghulu Shaik Beenan. (1872) 事件。

単なる無知は、合理的かつ蓋然的な原因の欠如についての一応の証拠でさえもない。Yap Hon Chin v. Jones-Parry Cowan. (1911) 事件。そして、連合マレー州 (the Federated Malay States) の控訴裁判所の判決は、枢密院によって支持された。

法律第 101 号（裁判所）の第 65 条により、公務員は法律のもとで与え

られた権限を行使するに当ってなしたこと、または誠実になそうとしたことにつき、限られた保護をうける。第 65 条は、執行官 (Sheriff)、執行吏 (Bailiff) または裁判所の手続を執行する権限を与えられた他の人々に適用されない。しかし、第 66 条によれば、かかる職員はかかる義務に違反することにより生じた損失の額を越えて、義務違反を理由とする訴訟で損害賠償の責任を負わされることはないものとされる。

## 第 4 章

### 司法制度および法曹

植民地の裁判所職員は、最高裁判所の首席判事および普通判事、地方裁判所判事、地方裁判所補助判事、警察裁判所判事および治安判事である。

最高裁判所の判事の職務につくのに必要な資格は、法律第 101 号 (裁判所) の第 5 条に定められていて、イギリスおよびアイルランドのバリスター、少なくとも 5 年間スコットランドの弁護士会の会員、植民地または連合マレー州において少なくとも 10 年間実務に従事している弁護士およびソリスターのみに認められる。

連合マレー州の司法委員 (Judicial Commissioners) は、上記の資格をもつとき、裁判所の定員外の判事であり、総督は彼等が資格をもっており、事情がそれを必要とするとき、彼等の中のだれかを任命し、植民地の最高裁判所の判事の義務を履行するよう請求することができる。

法律の第 4 条によれば、最高裁判所の判事は、植民地の公印のもとで、開封特許状により国王から任命される。総督は、植民地の公印のもとで、彼によって作成される開封特許状により、ある判事が死亡、辞任、病気、無資格、植民地に不在または停職となったとき、新しい任命が行われるか、またはこのような判事が義務を回復するまで、妥当かつ適切な人を代わりに任命することができる。総督はまた植民地の公印のもとで、彼によって

作成される開封特許状により、臨時判事を任命することもできる。

ジョージ3世、22年の法律第75章の植民地不在許可法 (the Colonial Leave of Absence Act. 1872) の第2条のもとで、評議会における総督は、合理的な理由のない不在、怠慢または非行を理由に、判事を解任することができる。

地方裁判所判事は、時に応じて、総督によって任命される。彼等は、イギリスまたはアイルランドのバリスター、スコットランド弁護士会の会員または植民地の弁護士またはソリスターであり、しかも少なくとも5年間、植民地または連合マレー州の文官としての実務に従事するか、または少なくとも5年間、植民地の弁護士およびソリスターとしての実務に従事した人でなければならない。または彼等は、少なくとも10年間、文官の1員としての実務に従事し、さらに2年間、継続的または非継続的に、裁判所法の第37条に定める裁判所職員または準裁判所職員の1員として義務を履行した人でなければならない。総督はまた、地方裁判所補助判事を任命することができる。

適切かつ適当な人は、総督が適切と判断する人数で、総督によって任命される。

法の一般的な規則によれば、植民地の最高裁判所の判事に対し、彼が判事としての資格で行ったいかなる行為についても、訴を提起することはできない。ただし、圧制的で悪意があり、しかも原告に損害を及ぼし、裁判を墮落させるときは、この限りではない。しかし、回教植民地にはすべての裁判所職員の行為をもうらする上記以外の制定法上の規定が存在している。

裁判所法の第64条によれば、地方裁判所判事、地方裁判所補助判事、警察裁判所判事、検死官、治安判事または刑事として行為する他の人々はだれも、彼が判事としての義務を履行するために彼のした行為について、彼の管轄権の範囲内かどうかを問うことなく、非難されている行為をし、または命令するについて管轄権をもっていると善意で信じていた限り、どの裁判所で訴えられることもない。さらに、合法的な令状を執行する職員

またはかかる職員の命令は、保護される。

本条は、1850年の第18号、インド法を再立法したものであり、最終的には1907年の廃止法 (the Repeals Ordinance) によって廃止された。

判事または他の職員が彼の管轄権の範囲内で公平に行為するとき、いかなる訴も提起されないし、また善意に関する問題も生じない。かかる行為は、まちがえて、不規則または不法になされたり、その行為をする管轄権があると善意で信じていなくとも、保護される。

管轄権という用語は、法律の中で、Calder v. Halket 事件で枢密院によって用いられた意味で使用されている。それはある事柄を行う権威または権限を意味しており、特別な立法または形式で行う権威または権限を意味するものではない。それゆえ、彼の裁判上の義務を履行するについて彼が発行する権限をもつ控状を発行する裁判所職員は、彼の発行する形式または方法が法律に違反しているとしても、この意味で彼の権限の範囲内であり、範囲外ではない。

裁判所法の第64条の基礎をなす原則は、Fray v. Sir Colin Blackburn 事件において、クロプトン判事によって明言されたように、イギリス法がそれにもとづいてイギリス控訴裁判所の判事を保護する原則である。

たとえそれが善意または不正になされたと主張されたとしても、裁判上の行為について控訴裁判所の1つの判事を訴えることはできないというのが、われわれの法律の原則である。…公衆はこの法則に深い関心をもっており、実際にこの法則は彼等の利益のために存在し、かつ、判事の独立性を確保し、彼等がやっかいな行為によって困らないように保護するために確立された。

たとえ裁判所職員が管轄権なしに行為しても、彼が善意で管轄権をもつと信じいた限り、いかなる訴えも認められない。かかる職員は、彼が現実に管轄権をもたないことを知っているときのみでなく、彼が処分に当たってそのことを知る手段をもっていたときもまた、責任を負わされる。

裁判所職員であるという単なる事実のみでは、保護を得るのに充分では

ない。職員は、行政官としてでなく、現実に判事として行為していなければならない。保釈 (bail) を認めるか、拒否するかは判事の仕事であり、行政上の行為ではない。

職員がある行為をする管轄権をもつと善意で信じているといわれるのはどの時点なのか。

唯一つの地域的の判決は、Davidson v. Ord 事件における首席判事ベンソン・マックスウエル卿のものである。しかし、その後のいくつかの判決は、この事件にみられるいくらか疑わしい判決よりも一層正確に法を創造した。しかし、ベンソン・マックスウエル卿によれば、法律は、たとえ判事が管轄権なしに行為したとしても、彼が善意で行為するときのみ保護されることができるし、善意は合理的な理由にもとづいている必要があり、さもなければ、判事を法律上の責任から免除するには、彼の無知および無思慮に直接に比例すべきであろうという。

Ragnnada Ran v. Nathumant 事件（インド）において、アラハバードの首席判事は次のように判断した。

この規定を満足させるため、無知または軽率に形成された根拠のない自信では充分でない。自信は善意で支持されなければならない、そしてこれらの言葉は、私の考えによれば、彼の職務のために通常の資格を具えている人により、合理的または蓋然的な根拠と考えられる法律または事実に関し、何か誤解があったのではないか、公正な調査と配慮にもとづく正直な説得が必要であることを意味している。自信は、彼の心に誠実に現れていなければならない。私は、善意という言葉をおのづかのように理解し、また自信は、通常的能力を具えた人の判断の中で、そのための合理的または蓋然的な根拠と考えられるにちがいないある理由をたよりにしている限り、誠実なものといえることができる。

Collector of Sea Customs, Madrus v. Punniar Chithambaram 事件において、キングダースレイ判事が上記の判決に従っている。この事件でモーガン首席判事も次のように判断している。

蓋然的またはもっともらしい根拠に何ももつがず、軽率に正当な調査もなしに得られた自信は、この法律の意味する善意の自信と考えることはできない。この趣旨は、非難されている行為をし、または命令する人の側に、職務上の義務を履行するに当って合理的な配慮および注意を要求するいくつかの事件で解釈されてきた。

Vinayak Divakar v. Bai Itcha 事件において、ウエストロープ判事が彼自身の判断をのべ、タッカー、ワーデン両判事がこれに従っている。

われわれは、上級補助判事 (Senior Assistant Judge) によって引用されたいくつかの事件において、カルカッタの最高裁判所でピール判事により、またボンベイの最高裁判所でヤードレー首席判事およびジャクソン判事によって制定された原則に従う。それによれば、下級判事が彼の義務を果たすに当り、合理的に注意深く、しかも慎重にすることを怠り、その結果、法律上の権限をもたないことを行うならば、彼は、彼がその行為をしたとき、善意であり、非難されている行為をする管轄権をもっていると信じていたということを許されない。

植民地における国王の法律職員は、法務長官および法務次官である。彼等は、公訴官 (Public Prosecutor) としての彼等の義務の大部分を刑事手続法典のもとで、代表公訴官に委任する。

法務長官は、すべての事件において、防禦のために証人が呼び出されないときでも、答弁する権利がある。Khoo Sian Tian v. Attorney - General 事件において、控訴裁判所によれば、法務長官はこの植民地において、法務長官がイギリスで彼の職務に付属するのと同じ権利および特権をもっていた。

海峽植民地において、2つの職業が融合されている。そして実務家 (Practitioners) は「弁護士およびソリシター」(Advocates and Solicitors) とよばれ、彼は植民地の裁判所において、出頭し、弁論する独占的な権利をもっている。最高裁判所は、その裁量にもとづき、紳士に植民地で実務を行うことを許可し、そして裁判所法の第2部は、名簿への登録の許可、

弁護士会の管理、名簿からの削除、弁護士およびソリシターの特権、合意による彼等の報酬および譲渡証書作成および異論のない事業、さらに彼等の訴訟費用の回復および税金について規定している。

イギリスおよびアイルランドのバリスター、スコットランドの弁護士会の会員、イギリスおよびアイルランドのソリシター、スコットランドの弁護士会 (Writers to the Signet) およびスコットランドにおいて登録された弁護士は、名簿への登録を申請する資格がある。さらに、実務修習性は、試験ののち、地域的に許可されるであろう。

名簿への登録を申請するには、申請者がそこで実務を行うことを望む植民地の裁判所に申請書を提出する。この申請書には善良な性格である旨の証明書を添付しなければならない。この申請書は、許可請求がなされたことを告げる通知と共に、登録官の事務所に提出されなければならない。この通知は、各植民地の登録官の事務所に届けられる。許可を得る以前、植民地または連合マレー州に6カ月間居住していることが必要であるが、裁判所はこの居住期間を短縮し、適切と判断すれば、いつでも申請を許可することができる。これは特別な理由にもとづいてのみ行われる。

かくして、あるイギリスのバリスターが植民地の事務所に照会し、誤って1カ月の居住のみが必要であると教えられたとき、裁判所は、裁判所が考慮するに値する苦境にあることおよび期間を短縮するについての正当な理由を配慮した。そして、裁判所は、この人のために正式に居住期間を2カ月に短縮した。

裁判所は、他の事件において、弁護士およびソリシターが直ちに植民地を離れなければならなかった場合に、彼を助ける仲間がいなかったとき、植民地に新たに到着した補助者が彼の主人の実務を継続することができるようにするため、居住期間の短縮を認めた。

もちろん、実務修習生が地域的に登録を申請する場合を除き、いかなる試験も必要でない。申請者は、審理の前に、彼がそこで実務を行うことを望む植民地の登録官の事務所に、彼の免許または許可の証明書を提出しな

ければならない。彼はまた、かかる証明書が真正のものであり、彼はそこに指示されている本人であり、証明書が意味しているように依然として弁護士会の会員またはソリシターであり、彼は植民地または連合マレー州に適切な期間、正当に居住していたし、彼の名前はどの裁判所の名簿からも削除されたことはなく、また彼が削除されるような原因となる行為をしたことはない旨の供述書を提出しなければならない。彼が免許または許可をうけてのち1年以上を経過しておれば、彼はどのような方法で、またどの場所で彼が以前に雇われ、または実務を行っていたのか、さらに彼がインドの裁判所またはどこか植民地の裁判所において実務家であったならば、彼はその裁判所の免許または許可の日付を明確にし、また彼は資格を剥奪されたり、名簿から削除されたことはなく、その原因となるようなことは何もしていなかった旨をのべる。

申請書および供述書のコピーは、法務長官（申請がペナンでなされるときは、法務次官）および植民地の各弁護士委員会の秘書に送達されなければならない。

誰れでも申請書に予告記載 (caveat) をさせることができ、また審理に当たり、どの植民地の弁護士委員会もその会員のだれかにより、または他の弁護士およびソリシターにより、裁判所の面前に出頭することができる。

許可と同時に、弁護士およびソリシターは、忠実に、かつ、必要な義務を払う旨を宣誓しなければならない。弁護士およびソリシターが実務を希望する限り、実務証明書を1年毎に取得しなければならない。

弁護士およびソリシターは、裁判所の監督のもとにおかれ、裁判所法の第91条に定められる犯罪のどれかを理由に、2年を越えない期間停職させられ、または裁判所の名簿から削除されることができる。

弁護士の徳義およびその業務は、1年毎に選任されるシンガポールおよびペナンの弁護士委員会によって監督をうける。制定法の主要部分は、裁判所法の第95条ないし第99条によって定められている。

終り